

(2)見直し案の具体的内容

見直し案	現行
<p>各科目の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のアからキまでの科目ごとにそれぞれ掲げる者のうち、いずれかに該当するものとする。</p> <p>ただし、エに掲げる高齢者に対する支援と介護保険制度については、少なくとも1人以上はエの(カ)に該当する者でなければならないものとする。</p> <p>ア 人体の構造と機能及び疾病 (ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (イ)医師 (ウ)保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5年以上看護業務に従事した経験がある者</p> <p>イ 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、福祉サービス組織と経営、社会保障 (ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</p>	<p>各科目毎の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のとおりとする。</p> <p>ア 社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会保障論、公的扶助論及び地域福祉論 (ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者 (ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (エ)国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(社会福祉原論を除く。)</p> <p>イ 社会福祉援助技術論 (ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p>

68

見直し案	現行
<p>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>ウ 相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法 (ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者 (ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (エ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>エ 高齢者に対する支援と介護保険制度 (ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p>	<p>(ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (エ)社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者 (オ)社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。</p> <p>ウ 心理学、社会学及び法学 (ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者 (ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>エ 医学一般 原則、内科医師</p> <p>オ 介護概論 介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者</p>

69

見直し案	現行
<p>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(エ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者</p> <p>(オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(カ)介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者</p> <p>オ 地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、就労支援サービス、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</p> <p>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</p> <p>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p>	

70

見直し案	現行
<p>(エ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>【経過措置】</p> <p>○ 平成21年3月31日において、旧基準(国の行政機関又は地方公共団体における当該科目に関する業務に3年以上従事した経験があつて、管理職以上の経験を有するもの)に該当する者として現に科目担当教員であるものについては、エの(エ)及びオの(エ)の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、「5年以上」とあるのは「3年以上」と読み替えるものとする。</p> <p>○ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度の教員の資格要件については、オの規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、養成施設等が当該科目を教授するのに適当と認められた者としてすることができるものとする。</p>	

(参考) 現行の社会福祉士養成施設の教員要件について

○ 現行の社会福祉士養成施設における教員要件については、科目ごとに、

- ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
- ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
- ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
- ④ 当該科目に関する業務に3年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の管理職以上の者(経験者を含む。)
- ⑤ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士
- ⑥ 内科医師
- ⑦ 5年以上の実務経験を有する介護福祉士又は看護師等のいずれかに該当する教員を確保しなければならないこととされている。

72

(現行の科目ごとの教員要件)

	当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に3年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の管理職以上の者	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	内科医師	5年以上の実務経験を有する介護福祉士又は看護師等
社会福祉原論	○	○	○				
老人福祉論	○	○	○	○			
障害者福祉論	○	○	○	○			
児童福祉論	○	○	○	○			
社会保障論	○	○	○	○			
公的扶助論	○	○	○	○			
地域福祉論	○	○	○	○			
社会福祉援助技術論	○	○	○	○	○		
社会福祉援助技術演習	○	○	○	○	○		
社会福祉援助技術現場実習	○	○	○	○	○		
社会福祉援助技術現場実習指導	○	○	○	○	○		
心理学	○	○	○				
社会学	○	○	○				
法学	○	○	○				
医学一般						○	
介護概論							○

73

Ⅲ 施設設備

74

Ⅲ-① 設置主体

- 社会福祉士養成施設の設置主体については、運用上、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のいずれかであることが要件となっているが、養成施設の指定基準においてこれを改めて明確化する。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。	社会福祉士養成施設については、規定なし。 ただし、介護福祉士養成施設指導要領細則において、以下の規定あり。 設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。

75

Ⅲ-② 土地及び建物

- 建物(校舎)については、運用上、自己所有であることが要件となっているが、事業の継続性が担保されることを前提に、借家の場合でも可能となるよう、規制を緩和する。
【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備え付けを完了すること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借家であっても差し支えないこと。 ア 賃貸借契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。) イ 賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p> <p>② 校地は、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借地であっても差し支えないこと。 ア 借地契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。) イ 借地権(地上権又は賃借権)の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉士養成施設については、規定なし。 ただし、介護福祉士養成施設指導要領細則において、以下の規定あり。</p> <p>① 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備え付けを完了すること。</p> <p>② 校地は、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借地であっても差し支えないこと。 ア 借地契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。) イ 借地権(地上権又は賃借権)の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p>

76

Ⅲ-③ 1学級の定員

- 1学級の定員については、40人以下でなければならないこととされているが、養成施設の裁量により決定できるように改める。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
少なくとも1以上の学級を設けること。	1学級の定員は、40人以下であること。

Ⅲ－④ 普通教室の数

- 普通教室の数については、同時に授業を行う学級の数を下らない数を設置しなければならないこととされているが、講義系科目について、大教室における授業が可能となるよう、規制を緩和する。
【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
① 同時に授業を行うために必要な数の普通教室を有すること。	① 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。	② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(ex.)1学級40人×2クラス(80人)の養成施設の場合

〈現行〉普通教室2室(40人×2室)以上が必要 → 〈見直し後〉普通教室1室(80人×1室)でも可。

78

Ⅲ－⑤ IT機器の設置

- 社会福祉士の活動領域においては、パソコン等のIT機器を活用した支援が求められていることから、これらを活用した支援手法の学習の機会が確保されるよう、パソコン等のIT機器を設置することが望ましい旨の規定を追加する。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
授業において、学生がパーソナルコンピューター等のIT機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な設備を設けることが望ましいこと。	規定なし

79

Ⅲ—⑥ 図書室

○ 図書室については、情報公開を進めることを前提に、図書室に係る設置規制のみ課すこととし、図書の具体的な数量は示さないこととする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ 学生の希望を勘案し、定期的に蔵書を補充・更新し、その充実に努めること。</p> <p>④ 図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう必要な機器を整備すること。</p>	<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ 昼間課程及び夜間課程においては、指定規則別表第1に定める科目に関する専門図書を1,000冊以上、学術雑誌を10種類以上備えていること。</p>

※ このほか、図書室内の蔵書量等についての情報公開を義務づけることとする。(→P102)

80

Ⅲ—⑦ 演習室と実習指導室の共用

○ 演習室と実習指導室については、それぞれ別途教室を確保しなければならないこととされているが、授業の実施に当たって支障がない場合には、これらの教室を共用することが可能となるよう、規制を緩和する。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② 少なくとも学生20人につき1室の割合で実習指導を行うための実習指導室を有すること。</p> <p>ただし、授業の実施に当たって、教育に支障がない場合に限り、演習室と実習指導室とを共用することが可能であること。</p>	<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② 社会福祉援助技術現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。</p>

81

(参考) 現行の社会福祉士養成施設の設備基準について

		指定規則	指導要領
昼間課程 夜間課程	1学級の定員	40人以下	
	普通教室	同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。	学生1人当たり1.65㎡(内法方法)以上
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を有すること。	演習室の1/2以上に視聴覚機器
	実習指導室	社会福祉援助技術現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。	
	その他	教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室 ・科目に関する専門図書を1,000冊以上 ・学術雑誌を10種類以上
通信課程	1学級の定員	なし	
	講義室	面接授業実施期間中に確保されていること。	
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を、面接授業実施期間中に確保されていること。	
	実習指導室	なし	
	その他	なし	

※ 大学については、この基準は適用されず、「大学等設置基準」等が適用されることとなる。

IV 実習・演習

84

IV-① 実習・演習の教育内容

- 教育カリキュラム全体の見直しを踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、実習・演習に関する教育内容についても、充実・強化を図ることとする。
- また、現行、大学等においては、指定科目の名称と一致する科目の名称により、教育が行われていれば、養成施設の教育内容と同等であるものとして取り扱われているところであるが、特に実習・演習については、大学等によってその教育内容にばらつきが大きいとの指摘を踏まえ、教育内容や時間数についての基準を課すこととする。

85

5-a 相談援助演習(150時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<p>・ 相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p> <p>① 総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレイング等)を中心とする演習形態により行うこと。</p>	<p>① 以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習しておくこと</p> <p>ア 自己覚知</p> <p>イ 基本的なコミュニケーション技術の習得</p> <p>ウ 基本的な面接技術の習得</p> <p>エ 次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例(集団に対する相談援助事例を含む。)を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的排除 ● 虐待(児童・高齢者) ● 家庭内暴力(D.V) ● 低所得者 ● ホームレス ● その他の危機状態にある相談援助事例(権利擁護活動を含む。) <p>オ エに掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インテーク ● アセスメント ● プランニング ● 支援の実施 ● モニタリング ● 効果測定 ● 終結とアフターケア

86

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
	<p>カ オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アウトリーチ ● チームアプローチ ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 <p>キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ● 地域福祉の計画 ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 ● サービスの評価 <p>② 相談援助実習後に行うこと</p> <p>相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p>

(注1) 相談援助の知識と技術に係る科目として主に「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行政と福祉計画」、「福祉サービスの組織と経営」、「相談援助実習」、「相談援助実習指導」などの科目。

(注2) 相談援助演習の実施にあたっては、相談援助実習指導、相談援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。

5-b 相談援助実習指導(90時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助実習の意義について理解する。 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 	<p>○ 次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 イ 実際に実習を行う実習分野(利用者理解含む。)と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解 ウ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解 エ 現場体験学習及び見学実習(実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。) オ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 カ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解(個人情報保護法の理解を含む。) キ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ク 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ケ 巡回指導 コ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 サ 実習の評価全体総括会

(注1)相談援助実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

(注2)実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。

(注3)実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。 88

5-c 相談援助実習(180時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 学生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成 エ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む。)とその評価 オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

(注)相談援助実習を実施する際には、下記の点に留意すること。

① 配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。

② 実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で選定することとし、実習内容、実習指導体制、実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認しあうこと。

Ⅳ―② 実習・演習担当教員の要件

- 実習・演習担当教員については、現場における相談援助の知識及び技術を活用することにより、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、
- ① 5年以上の実務経験を有する社会福祉士や一定の教歴を有する者を原則としつつ、
 - ② これら以外の者については、「社会福祉士実習・演習担当教員講習会」を新たに創設し、その受講を義務付けることとする。

見直し案	現行
<p>相談援助演習、相談援助実習及び相談援助実習指導</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、講師(非常勤を含む。)又は助教として5年以上担当した経験のある者 ② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験のある者 ③ 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ④ ①から③までに該当しない者であって、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の課程を修了したもの(年度内に当該講習会の課程を修了する見込みの者を含む。) 	<p>社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 ② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者 ③ 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 ④ 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ⑤ 社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。

90

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>○ 平成21年3月31日において、現に実習・演習を担当する教員であって、①から③までに該当しないものについては、平成24年3月31日までの間、引続き実習・演習を担当することができるものとする。</p>	

IV-③ 実習・演習担当教員の員数

- 実習・演習担当教員の員数については、現行、養成施設における演習科目のみ、20:1以上で配置しなければならないこととされているが、学生1人1人に対し、よりきめ細かい教育を行うことを通じて、より実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、大学も含め、演習と実習指導について、現行制度と同様、20:1以上の教員を配置しなければならないこととする。

見直し案	現行
① 相談援助演習及び相談援助実習指導の授業を行うに当たっては、少なくとも学生20人につき1人以上の教員を有すること。	社会福祉援助技術演習が学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。
② 大学等にあつては、①の教員のうち、少なくとも1人以上は専任の教員を配置すること。	

92

IV-④ 実習指導者に係る基準の見直し

1 受入学生数

- 1実習施設等において、より多くの学生を受け入れることができるよう、実習施設等が同時に受け入れることができる学生数について、実習施設等当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更する。

見直し案	現行
1の実習を行う施設又は事業に係る事業所において、同時に受け入れることができる学生数は、当該実習を行う施設又は事業に係る事業所に従事する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。	社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数(市町村において社会福祉援助技術現場実習を行う場合にあつては、当該市町村の数を含む。)は、社会福祉援助技術現場実習の必要な学生数の五分之一以上であること。

(ex.)実習の必要な学生が20人の場合

(現行) A施設 5人	→	(見直し後) A施設 (実習指導者a) 5人
B施設 5人		(実習指導者b) 5人
C施設 5人		(実習指導者c) 5人
D施設 5人		小計15人
		B施設 (実習指導者d) 5人
合計 20人		合計20人

93